

健 発 0630 第 1 号  
平成 28 年 6 月 30 日

各 

都道府県知事
政令市長
特別区長

 殿

厚生労働省健康局長

肝炎対策の推進に関する基本的な指針の全部を改正する件について

肝炎対策基本法（平成 21 年法律第 97 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項に基づき策定された、肝炎対策の推進に関する基本的な指針（平成 23 年厚生労働省告示第 160 号。以下「基本指針」という。）については、法第 9 条第 5 項において、少なくとも 5 年ごとに検討を加え、必要に応じて改正することとされている。

ついでには、本日、基本指針の全部を改正したところである。改正のポイントは別添 1、改正後の基本指針は別添 2 のとおりである。

各地方公共団体におかれては、改正後の基本指針の内容について御了知のうえ、法第 4 条に規定する地方公共団体の責務にのっとり、基本指針に定めた内容を踏まえ、地域の実情に基づいた肝炎総合対策の実施に取り組むようお願いする。各都道府県においては、基本指針第 9（3）を踏まえ、管内市区町村、拠点病院をはじめとした医療関係者、肝炎患者等及びその他の関係者と協議のうえ、肝炎対策に係る計画及び目標を設定する等、より一層の肝炎対策の推進を図られるようお願いする。

具体的な施策としては、利便性の高い肝炎ウイルス検査の実施体制の整備や、職域での検査実施の働きかけ、陽性者のフォローアップや医療費助成、関係機関と連携した肝疾患診療体制の整備、肝炎に関する普及啓発等に努められたい。また、肝炎ウイルス検査の実施や普及啓発については、市区町村等においても積極的に実施いただくため、管内市区町村、関係団体、関係機関等に対して基本指針の周知を図るようお願いする。